

2014年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験（後期日程）

公 法 (憲法)

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を出すことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左側にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2014年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(憲 法)

第1問 (配点: 50点)

A (女性) と B (男性) は選択的夫婦別氏制度が望ましいとの立場から、婚姻届 (民法739条1項参照) の「夫婦が称する氏」 (戸籍法74条1号参照) の欄に夫の氏および妻の氏のいずれをも記載して届け出た。C市長は、婚姻後に夫婦が称する氏の選択がされていないとの理由で民法750条に基づき、この届出を不受理とする処分をした。AとBは、戸籍法121条に基づき、この不受理処分に対する不服申立てを家庭裁判所に行い、民法750条は、夫婦は必ず同一の氏を称しなければならないとする夫婦同氏強制制度を定めるものであり、憲法に違反すると主張した。

この事例において下されるべき憲法判断について、あなたの見解を述べなさい。

第2問 (配点: 50点)

議員が懲罰を受けた場合の司法審査はどのように行われるべきかについて、議員が、国会議員である場合と地方議会議員である場合、および、懲罰の内容が、除名である場合と出席停止である場合とを区分しながら、必要に応じて判例の立場を説明しつつ、述べなさい。

2014年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験（後期日程）

公 法 (行政法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を出すことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、2枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机の上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

Xは、介護保険法に基づき、要介護認定を受けた被保険者に訪問介護などの居宅介護サービスを提供する指定居宅サービス事業者として、P県知事から指定されていた。ところがXは、実際には提供していないサービスについて費用の支払いを請求したとする旨の理由により、上記の指定を取り消す処分（以下、「本件処分」という。）を受けるに至った。

本件処分をXに通知する書面において提示された理由が、「介護保険法77条1項6号に該当する不正請求を行った。」という記載だけであったとすると、本件処分は違法であって取り消されるべきか。下記に引用の参照条文の他、行政手続法の関連する条文に言及して答えなさい。なお、介護保険法には、本件処分について行政手続法の適用除外を定める規定はない。（配点：50点）

【参照条文】介護保険法（抄）

（指定の取消し等）

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る……指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～五（略）

六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七～一三（略）

2（略）